

「ご契約のしおりー定款・約款」 追加・変更のお知らせ

「ご契約のしおりー定款・約款」に記載されている内容が一部追加・変更となります。
つきましては、追加・変更点をお知らせしますので、誠に恐縮ですが「ご契約のしおりー定款・約款」とともにご一読のうえ、保管いただきますようお願いいたします。

<もくじ>

【ご契約のしおり】

- 「生命保険と税金について」…………… P.1

「生命保険と税金について」に掲載の「生命保険料控除について」を、以下のとおり変更いたします。

1. 「生命保険料控除制度」について

○「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

※2011年11月現在の税制に基づいているため、将来的に税制が変更され、取扱いが変わる場合があります。

(1) 契約日が平成24年1月1日以降の生命保険に係る生命保険料控除について

○「生命保険料控除」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごと（「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」）に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します。（「その他保険料」については、「生命保険料控除」の対象外となります。）

○契約日が平成23年12月31日以前の生命保険についても、次のお手続きを行った場合、契約日が平成24年1月1日以降の生命保険に係る「生命保険料控除」が適用されます。（契約変更手続きを行った契約が「保険王」「保険王プラス」「ハハの幸せ コの幸せ」の場合、全ての指定契約および被指定契約に適用されます。）

- | | |
|---|--------------|
| ・ 転換（一部転換の場合、存続契約は除きます） | ・ 保障見直し |
| ・ 主契約および特約の更新（更新中止した場合を除きます） | ・ 終身増額特約への変更 |
| ・ 払込満了後有効特約の終身変更 | ・ 特約の中途増額 |
| ・ 特約の中途付加（「その他保険料」に区分される特約のみを中途付加する場合を除きます） | 等 |

① 所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超40,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円超80,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円超	一律40,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、120,000円が上限となります。

② 住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超32,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円超56,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円超	一律28,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

③「控除証明区分」について

○各主契約・特約の保険料がいずれの「控除証明区分」に区分されるかについては、朝日生命ホームページ (<http://www.asahi-life.co.jp>) をご参照ください。

○「保険王」「保険王プラス」「ハハの幸せ コの幸せ」の積立保険または積立型終身保険（以下「被指定契約」）へお払込みいただいた保険料の「控除証明区分」は、次のとおりとなります。

（ア）定期的にお払込みいただいた保険料

普通定期保険等の指定契約に充当される保険料は、それぞれの指定契約の「控除証明区分」に区分され、被指定契約に積み立てられる保険料は、「一般生命保険料」に区分されます。なお、積立金活用制度をご活用の場合は、定期的にお払込みいただいた保険料を指定契約の「控除証明区分」ごとの保険料合計額の比率に応じて、それぞれの「控除証明区分」に区分されます。

（イ）不定期にお払込みいただいた保険料

「一般生命保険料」に区分されます。ただし、復活、更新、保険料の払込停止・払込再開等のお手続きの際にお払込みいただいた保険料は、「（ア）定期的にお払込みいただいた保険料」と同じ取扱いとなります。

(2) 契約日が平成23年12月31日以前の生命保険および契約日が平成24年1月1日以降の生命保険の双方にご加入の場合

○「控除証明区分」ごとに「契約日が平成23年12月31日以前の生命保険」に係る生命保険料控除により控除される金額を合算することができます。この場合、所得税は40,000円、住民税は28,000円が「控除証明区分」ごとに控除される金額の上限となります。ただし、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出された金額を合算して、所得税は120,000円、住民税は70,000円が控除される金額の上限となります。

契約日が平成23年12月31日以前の生命保険に係る生命保険料控除について

○「生命保険料控除」で控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて「一般生命保険料」「個人年金保険料」に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します。

①所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
25,000円以下	年間正味払込保険料の全額
25,000円超50,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 12,500\text{円}$
50,000円超100,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 25,000\text{円}$
100,000円超	一律50,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、100,000円が上限となります。

②住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
15,000円以下	年間正味払込保険料の全額
15,000円超40,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 7,500\text{円}$
40,000円超70,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 17,500\text{円}$
70,000円超	一律35,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

(3)社員配当金の取扱いについて

○社員配当金（積み立てた場合も含まれます）は、控除される金額を算出する際に、以下のとおり取扱います。

①個人年金保険料税制適格特約（59）（60）が付加されていない場合

- 契約ごとに「一般生命保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」の比率に応じて按分した社員配当金を年間保険料から差し引いた金額が年間正味払込保険料となります。
- 「保険王」「保険王プラス」「ハハの幸せ コの幸せ」の社員配当金は、年間保険料から差し引きません。そのため、年間保険料が年間正味払込保険料となります。

②個人年金保険料税制適格特約（59）（60）が付加されている場合

- 個人年金保険料税制適格特約（59）（60）が付加されている生命保険の社員配当金は、年間保険料から差し引きません。そのため、年間保険料が年間正味払込保険料となります。

(4)「生命保険料控除証明書」について

- 毎年10月頃に「生命保険料控除証明書」を郵送にてお届けしますので、申告のときまで大切に保管してください。保険料を一時払でお払込みいただくご契約の「生命保険料控除証明書」については、ご契約成立後にお送りする保険証券に同封して郵送いたします。
- 「不定期払保険料」等、払込方法や払込時期によっては、お払込みの都度「証明書」を発行する場合があります。
- 団体特約または集団特約付のご契約は、団体代表者または集団代表者の認証印をもって「証明書」に代替することが認められていますので、特別の場合を除き「証明書」は発行いたしません。